

建築士法関係手数料改定新旧表（京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）抜粋）

現 行（～令和元年9月30日）			改定後（令和元年10月1日～）		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
事務	手数料の名称	手数料の額	事務	手数料の名称	手数料の額
40 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第2項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許証の交付	二級建築士免許証等交付手数料	1件につき <u>19,200円</u>	40 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第2項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許証の交付	二級建築士免許証等交付手数料	1件につき <u>19,300円</u>
41 建築士法第13条の規定による二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	二級建築士試験等手数料	1件につき <u>17,700円</u>	41 建築士法第13条の規定による二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	二級建築士試験等手数料	1件につき <u>17,900円</u>
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
事務	手数料の名称	手数料の額	事務	手数料の名称	手数料の額
51の2 建築士法第5条第3項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許証の書換え交付	二級建築士免許証等書換え交付手数料	1件につき <u>5,900円</u>	51の2 建築士法第5条第3項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許証の書換え交付	二級建築士免許証等書換え交付手数料	1件につき <u>6,010円</u>
51の3 建築士法第11条第2項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許証の再交付	二級建築士免許証等再交付手数料	1件につき <u>5,900円</u>	51の3 建築士法第11条第2項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許証の再交付	二級建築士免許証等再交付手数料	1件につき <u>6,010円</u>
52 建築士法第23条の2の規定による建築士事務所の登録	建築士事務所登録手数料		52 建築士法第23条の2の規定による建築士事務所の登録	建築士事務所登録手数料	
(1) 一級建築士事務所に係るもの		1件につき <u>15,000円</u>	(1) 一級建築士事務所に係るもの		1件につき <u>15,300円</u>
(2) 二級建築士事務所又は木造建築士事務所に係るもの		1件につき <u>10,000円</u>	(2) 二級建築士事務所又は木造建築士事務所に係るもの		1件につき <u>10,200円</u>